令和５年度第１回函館方面木古内警察署協議会議事概要

函館方面木古内警察署

１　開催日時

令和５年６月20日（火）　午後１時30分から午後２時45分までの間

２　開催場所

函館方面木古内警察署　会議室

３　出席者

⑴　協議会委員　　４人（定員４人）

会　　長　　工　藤　　寛　文
副　会　長　　村　上　　義　久
委　　員　　工　藤　　美知子
委　　員　　上　野　　夕　子

⑵　警察署員　　８人

署　　長　　林　　大　　輔
副　署　長　　安　藤　　功（庶務担当）
刑生課長
警務係長
会計係長
地域係長
交通係長
警備係長

４　会長挨拶

今期より木古内警察署協議会会長を務めさせていただきます、工藤です。
本協議会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

お集まりの委員の皆様、そして林署長以下警察署の皆様におかれましては、管内の安全・安心のために日夜奮闘されておりますことに、改めて敬意と感謝を申し上げます。

さて、当協議会は、前期で小向会長がご勇退され、新たに上野委員にご参加いただくことになりました。

上野委員をはじめ、委員の皆様には、今後も私たちの住む町が、よりよい町になりますよう、木古内警察署の運営に関してご意見やご要望などをお話いただければと考えております。

また、この後、警察署の留置施設の見学が予定されていると聞いております。

普段見る機会のない施設を見せていただき、私たちにあまりなじみのない仕事を見せていただくことで、私たちも、より警察の業務を理解できると思い、楽しみにしております。

これから本格的な行楽シーズンに入り、多忙な日が続くと思われますが、警察署の皆様におかれましては、安全第一で各種警察活動に取り組まれ、管内の治安維持に努められますようお願い致します。

結びに、本日の協議会が有意義なものになりますよう、ご協力をお願い致しまして、簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願

いいたします。

5　署長、副署長及び参加署員挨拶

署長が、会長をはじめ４人の協議会委員に対し、警察行政に対する日頃からの協力への感謝などについて挨拶を行い、併せて自己紹介を行いました。

6　業務概況説明

当署長及び警察署の出席者から、管内の治安情勢と担当部門の業務概況について説明を行いました。

7　委員からの質問・意見・要望等及び警察署の説明

⑴　いわゆる「野焼き」認知時の対応について

委　員　　先ほど、「野焼き」の事件の捜査について説明がありました。今でも町内で、たまに焼却炉を使って、燃やしている方がおり、風に乗って煙や臭いが出て困るときがあります。

そのような状況を見た場合、警察と消防のどちらに通報するのよいのでしょうか。

警察署　　火災的な現象があり、緊急性が高い場合は消防に、また、昔は慣習などでゴミを庭先で燃やすことがあったと思いますが、今は個人宅でゴミを燃やすことはできません。

通報をいただき、その内容に事件性があれば検挙する場合もありますので、ご連絡願います。

⑵　「ひまわりの絆」プロジェクトについて

委　員　　先ほど説明にありました、「ひまわりの絆」に関してですが、警察署ではどのような活動をしているのか教えていただきたいのと、収穫されたひまわりの種を、希望者に配るなどすれば、この活動がもっと多くの方に広がっていくと思いますが、いかがでしょうか。

警察署　　はい、活動の一つで、本年は管内の小学校で新一年生と当署員で一緒に花壇に種を植えています。

種は、生徒が水をまくなどして、頑張って育てているところです。

また、昨年収穫された種については、様々な警察活動を通じて希望される方にお配りしており、町内の多くの皆様の家庭でも種をまいてもらっています。

⑶　「自転車の走行ルール」とヘルメットの着用について

委　員　　自転車のヘルメットは、小学生くらいの子供が被っている場面をよく見るようになりましたが、それ以上の方々はまだ被っている人は少ないなと言う印象を持っています。

また、車道を走る自転車も以前に比べ多くなってるように思います。

私は普段車を運転していますが、車道を走っている自転車でハッとする運転を見る場合も多くあります。

以前のように歩道を走るのは、もうダメなのでしょうか、また、今後はどのような事に気をつけて走れば良いのか、教えていただきたいです。

警察署　　まずヘルメットですが、本年４月から着用が努力義務となっています。

現実的にヘルメットを被っておらず、転倒や事故で頭部に甚大な被害を受けているケースがあるため、是非被っていただきたいと思います。

次に走行する場所ですが、自転車も車両ですので、原則車道の左端を走ることになります。

交通量が多い車道や、自転車通行帯がない場合は歩道を走る場合もあると思いますが、それはあくまで例外ですし、歩行者優先は言うまでもありません。

歩道を走る場合は、十分に注意をして走っていただければと思います。

また、これまで各種の講話や会合等でも啓発を行っていますが、今後も引き続き啓発を行って行きたいと思います。

8　警察官の懲戒処分事案について

警察官の懲戒処分に関する事案説明と当署におけるその対策に関する説明を行いました。

9　留置施設の見学

委員からの申し出により、当署留置施設の参観を行い、警察業務に対するより深い理解の促進を図りました。

以　　上